

函館市乳児等通園支援事業における利用資格認定等事務取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、函館市乳児等通園支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づき、乳児等通園支援事業に係る利用資格認定および利用料の減免に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱に規定するもののほか、子ども・子育て支援法その他法の例による。

（利用資格認定申請および資格の審査）

第3条 乳児等通園支援事業（以下「本事業」という。）を利用しようとする保護者は、利用対象子どもごとに、利用する資格を有することについての認定を市長に申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の申請は、別記第1号様式の対象者確認申請書によるものとし、本事業の実施施設を経由して提出することができる。

3 市長は、第1項の申請があったときは、申請内容およびその事実を確認するため、申請書のほか、保護者への聞き取り等により審査および調査を行う。

（利用資格認定）

第4条 市長は、前条第3項の審査の結果、本事業を利用する資格を有すると認めた場合は、利用資格認定者として認定する。

2 市長は、前項の規定により認定したときは、別記第2号様式の資格認定通知書兼利用者登録証（以下「登録証」という。）により保護者に通知するものとする。また、審査により、本事業を利用する資格を有すると認められないときは、別記第3号様式の申請却下通知書により保護者に通知するものとする。

（認定の変更）

第5条 利用資格認定者は、次に掲げる事項に変更が生じた場合は、別記第4号様式の変更申請書により市長に申請しなければならない。

（1）保護者の氏名、居住地、生年月日または連絡先

（2）子どもの氏名、生年月日または保護者との続柄

（3）その他変更が生じた事項

2 前項の申請には、変更となる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、公簿等で確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請を受け、申請内容およびその事実を確認し

たときは、登録証により通知するものとする。ただし、保護者が登録証の交付を要しない旨の申し出があった場合は、この限りでない。

(利用資格の喪失)

第6条 認定を受けた保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記第5号様式の消滅申請書により市長に申請しなければならない。

- (1) 保育施設等に入所することとなった場合
- (2) 函館市に住所を有しなくなった場合
- (3) 保護者が利用資格の認定を必要としなくなった場合

2 市長は、前項の申請を受けた場合において、公簿等によりその事実を確認したときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める日をもって利用資格を喪失するものとし、別記第6号様式の資格喪失通知書により保護者に通知するものとする。

- (1) 前項第1号 入所日の前日
- (2) 前項第2号 転出日の前日
- (3) 前項第3号 保護者が必要としなくなった日

(利用資格認定の取消し)

第7条 市長は、保護者が虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたことが判明したときは、利用資格の認定を取り消し、別記第7号様式の認定取消通知書により当該保護者に通知するものとする。

(利用資格の確認)

第8条 市長は、特定教育・保育給付認定申請等に伴う利用調整が行われ、または企業主導型保育事業所からの利用状況報告書の提出があったときは、本事業の利用の有無について確認するため、利用資格の認定状況および利用対象子どもの認定状況について確認するものとする。

2 市長は、前項の結果、利用資格認定者であった場合は、第6条第1項の申請の有無にかかわらず、同条第2項の規定による利用資格の喪失または前条の規定による資格認定の取消しを行うものとする。

(利用料の減免)

第9条 実施要綱第11条第3項に規定する申請は、別記第8号様式の減免申請書に、次に定める書類を添えてしなければならない。ただし、公簿等により確認できるときは、当該添付書類の提出を省略させることができる。

- (1) 生活保護世帯 生活保護受給票、保護決定通知書または生活保護受給証明書の写真
- (2) 市町村民税非課税世帯 所得課税証明書等市町村民税が課されていない

ことがわかるものの写し

- 2 市長は、実施要綱第11条第3項の申請があったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、別記第9号様式の通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 利用料の減免期間は、申請のあった日から減免の事由が消滅する日までとし、直近の8月末日を限度とする。なお、減免期間満了後も減免事由が継続している場合は、減免期間を更新することができる。
- 4 利用料の減免の決定を受けた保護者は、実施要綱第11条第2項の減免対象世帯に該当しなくなった場合は、遅滞なく、別記第10号様式の届出書により市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、前項の届出があったとき、または実施要綱第11条第2項の減免対象世帯に該当しないことが判明したときは、減免の一部または全部を取り消し、別記第11号様式の通知書により当該届出をした者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。